

「共同研究」「社会連携講座」「寄付講座」の概要

	共同研究	社会連携講座	寄付講座
趣旨・目的	・民間企業等の研究者と本学の教員が共通の課題について、共同又は分担して行う研究	・学術と社会の発展の推進 ・本学における教育研究の進展・充実	・本学における教育研究の進展・充実
資金	・出資元からの共同研究経費 ※共同研究経費（直接経費）の10%は研究支援経費	・出資元からの共同研究経費 （2000万円以上／年間） ※共同研究経費（直接経費）の30%は研究支援経費	・個人又は団体の寄附による基金 （2000万円以上／年間） ※寄附金額の15%は研究支援経費
税法上の優遇措置	・特別試験研究費税額控除制度が適用されます。 △一定の控除率を乗じた金額を法人税から控除	・特別試験研究費税額控除制度が適用されます。 △一定の控除率を乗じた金額を法人税から控除	・寄附金については、税法上の優遇措置が適用されます。 △個人…所得税、住民税 △法人…法人税（指定寄付金が対象）
知的財産の取扱い	・発生した知的財産は、本学のポリシーに基づき、発明者主義に則って帰属先が決定	・共同研究の一環として設置するため、出資元に対価性が生じる。発生した知的財産は、本学のポリシーに基づき、発明者主義に則って帰属先が決定	・本学が主体的に企画・運営するため、出資元に知的財産権は発生しない
教員		・出資元の研究者を当てることは不可（原則） ・本学教員を当てることは不可（原則）	・出資元の研究者を当てることは不可（原則） ・本学教員を当てることは不可（原則）
教員の選考と身分		・一般の教員の選考基準に準じる（「特任教授」「特任准教授」「特任講師」「特任助教」として雇用）	
研究員の受入	・出資元の研究員を共同研究員として受入可能	・出資元の研究員を共同研究員として受入可能	
設置・運営の原則		・本学の教育研究における自主性の確保に十分配慮し、特に学部生・大学院生の進路に制約を課さない ・教育研究体制における流動化、国際化、学際化及び公開化の進展に配慮	・学術に関する社会的要請等への対応に配慮 ・本学の教育研究における自主性の確保に十分配慮 ・教育研究体制における流動化、国際化、学際化及び公開化の進展に配慮
存続期間		・原則3年以上5年未満	
評価		・工学系で設置する評価委員会で、毎年度及び設置期間終了後に評価し、その結果を研究科長へ報告	・期間終了後に、教育研究の成果のとりまとめを行う
手続き資料	1. 共同研究申込書（3枚セット）.xlsx 2. 共同研究契約書（企業用）一般（工）.doc 3. 民間企業との共同研究による共同発明の取扱いに関するガイドライン	1. 社会連携講座等設置申込書.doc 2. 共同研究申込書（社会連携講座等専用）（2枚セット）.xlsx 3. 民間企業との共同研究による共同発明の取扱いに関するガイドライン.pdf	1. 寄附申込書（寄付講座）複数年度.doc 2. 申込書記入例（寄付講座）複数年度.pdf